

## 規制の事前評価書（金融庁）

### 1. 政策の名称

保険募集の基本的ルールの創設

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

### 3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### （1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 保険会社等による情報提供は、現行保険業法における、「重要事項の不告知の禁止」という禁止行為規定（第 300 条第 1 項第 1 号）を踏まえ行われている。当該禁止行為規定は、刑事罰の対象となるためその適用が謙抑的なものとなっており、情報提供の義務付けのあり方に柔軟性を持たせることが困難との指摘がある。また、現行保険業法において、積極的な情報提供義務が規定されていないことに関して、一般に保険商品よりも顧客が理解しやすいと考えられる預金等について、銀行法において情報提供義務が規定されていることとの均衡を欠いていることが問題として指摘されている。したがって、上記問題点を改善し顧客による商品内容等の正しい理解を確保するため、保険募集を行う際の情報提供義務を法令上明示的に位置付ける必要がある。

② 顧客が自らのニーズにあった保険に加入できるよう、現行保険業法においては、保険会社の体制整備義務に基づき、保険募集の最終局面において意向確認書面により、推奨した保険商品と顧客のニーズが合致しているかを最終確認することが求められている。しかし、当該確認は、顧客が保険会社・保険募集人の説明を受け入れた段階で初めて実施されるため、形骸化しており導入時に求められていた効果が必ずしも十分には発揮されていないとの指摘がされている。したがって、顧客が自らのニーズに合った保険に加入できる環境を確保するため、募集手続全体を通じて実施される意向把握義務を法令上設ける必要がある。

#### （2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第 294 条、第 294 条の 2

### (3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 保険契約を締結し保険の引受けを行う主体（保険会社等又は外国保険会社等及びこれらの代表者等）又は保険募集を行う主体（保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人）（以下「保険会社等及び保険募集人等」）は、保険契約者及び被保険者（以下「保険契約者等」）に対し保険契約の内容その他参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととする。ただし、保険契約者等の保護の観点から問題がない場合においては情報提供を行うことを要しないこととする。
- ② 保険会社等及び保険募集人等は、保険契約の締結にあたり、顧客の意向を把握し、その意向に沿った保険契約の締結、加入の提案、意向に沿った保険契約の内容の説明、顧客自らが意向と締結又は加入する保険契約の内容が合致している事を確認する機会の提供を行わなければならないこととする。ただし、保険契約者等の保護の観点から問題がない場合においては、意向把握を行うことを要しないこととする。

## 5. 想定される代替案

### (1) 代替案

保険契約の内容等に関わらず、一律に標準的方法による情報提供及び顧客の意向把握等の義務を課すこととする。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

保険会社等及び保険募集人等において、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を行うために必要な資料の作成等事務負担・費用負担が発生する。

#### ② 代替案

保険契約の内容等に関わらず、一律に標準的方法による情報提供及び顧客の意向把握等を行うことによって、保険契約者等への情報提供及び顧客の意向把握等を行うために必要な資料の作成等事務負担・費用負担が発生する。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

行政庁（国）において、保険会社等及び保険募集人等が、保険契約者等に必要な情報提供及び顧客の意向把握等を実施しているか等について、確認・検証するための費用が発生する。

#### ② 代替案

保険契約の内容等に関わらず、一律に標準的方法による情報提供及び顧客の意向把握等を行うことによって、行政庁（国）において保険契約者等への情報提供及び

顧客の意向把握等を実施しているか等について、確認・検証するための費用が発生する。

### (3) その他の社会的費用

#### ① 本案

特段の費用は発生しない。

#### ② 代替案

保険契約の内容等が多様化しているにも関わらず、一律に標準的方法による情報提供及び顧客の意向把握等の義務を課すことによって、例えば、保険契約の内容によっては保険会社等や顧客に過度の負担を課すおそれがあることや、理解が困難な保険契約について限られた情報提供・意向把握しか行われなにより保険契約者等の理解が及ばず、保険契約者等の意図しない契約が締結されるなど、保険契約者等の保護に欠けるおそれがある。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### ① 本案

保険会社等及び保険募集人等に情報提供義務、意向把握義務を課すことによって、保険契約者等ないし顧客に対し、保険契約の内容について明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保されることが期待される。

### ② 代替案

本案と同様の便益が発生する一方、一律に標準的方法による情報提供・意向把握を行うため、保険契約者等の保険契約の内容理解・自身の意向に沿った保険契約選択の機会の確保による効果は限定的である。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 費用と便益の関係の分析

新たに遵守費用及び行政費用が発生するものの、制度の運用に際して、保険契約者等の保護の観点から必要最小限の費用であると考えられる。一方、保険契約者等に対し、保険契約の内容に応じて明確に理解する機会、自身の意向に沿った保険契約を選択する機会が確保される等多大な便益が発生すると見込まれており、便益の発生というプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当と考えられる。

### (2) 代替案との比較

本案は、代替案と比較し、遵守費用及び行政費用が上回る。しかしながら、代替案において、保険契約の内容等が多様化しているにも関わらず、一律に標準的方法

による情報提供・意向把握義務を課すことによって、例えば、保険契約の内容によっては保険会社等や顧客に過度の負担を課すおそれがあることや、理解が困難な保険契約について限られた情報提供・意向把握しか行われないうことにより保険契約者の理解が及ばず、保険契約者の意図しない契約が締結されるなど、保険契約者の保護に欠けるおそれがあるという社会的費用の発生は、保険契約者等の保護の観点から看過することはできない。したがって、本案による改正は適当と考えられる。

#### 9. 有識者の見解その他関連事項

「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書  
(平成 25 年 6 月 7 日)

#### 10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 11. 備考

特になし。